

## 不服審査会規則

平成9年3月13日制定  
平成25年1月29日改正  
平成25年5月14日改正

### (総則)

第1条 この規則は、懲戒規則第5条に基づき、不服審査会（以下「審査会」という。）の組織、不服申立手続きその他の必要な事項を定める。

2 この規則の改廃は、理事会の決議による。

### (組織)

第2条 審査会は、本会の会員4名及び法律に詳しい非会員1名からなる委員をもって組織する。

2 委員のうち1名を委員長とする。

3 委員長は、審査会を掌理し、審査会を代表する。

### (任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任は連続3期までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。また、理事会が特に認めた場合、連続3期を超えて再任できる。

3 前2項の規定にかかわらず、委員の任期が満了する時に審議継続中の事案がある場合には、当該事案の審議が終了する時まで、委員の任期を延長することができる。

### (議事)

第4条 委員長は、被審査会員又は理事会から不服申立を受けたときは、速やかに審査会を開かなければならない。

2 審査会は、総委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の決議は、総委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (不服申立手続)

第5条 懲戒委員会から懲戒委員会規則第11条に定める裁決の通知を受けた被審査会員又は理事会は、当該通知を受領してから30日以内に不服申立書を審査会に提出することにより、審査を受けることができる。

2 不服申立は、懲戒委員会が受理し裁決した事案1件につき1回限りこれを認めるものとする。審査会の審査結果に対しては、これに不服を申立てることはできない。

### (調査権)

第6条 審査会は、不服申立事案の審査に必要があると認めたときは、不服申立を行った本会の会員及び当該事案に関係する本会の会員に対して、不服申立の理由を聴取し若しくは回答を求め、又は関係資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、不服申立事案の審査に必要があると認めたときは、懲戒委員会及び調査部会に対して、説明を求め、又は保持する資料の提出を求めることができる。

### (審査)

第7条 審査会は、不服申立書に記載された不服申立を審査する。

2 審査会は、不服申立の審査の結果、さらに調査が必要であり、かつ、その調査結果が懲戒委員会の裁

決に影響を与えると認めるときは、懲戒委員会に再審査を請求する。

3 審査会は、前項に該当する場合を除き、不服申立の審査の結果、その申立に理由があり、かつ、それが懲戒委員会の当該裁決に影響を与えると認めるときは、その裁決を修正する。

4 審査会は、前2項に該当しないときは、不服申立を棄却する。

(通知)

第8条 委員長は、当該事案に関する審査の結果を、書面により、理事会、被審査会員及び懲戒請求者に対して速やかに通知しなければならない。

(利害関係)

第9条 不服申立があった特定の事項と利害関係のある委員は、その事項に関する審議に関与してはならない。

(守秘義務)

第10条 委員は、審査会の職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は窃用してはならない。委員でなくなった後も同様とする。

(出席停止)

第11条 審査会は、その決議に基づき、前条の規定に違反した委員の審査会への出席を停止することができる。この場合、委員長は、その旨及びその理由を速やかに理事長に報告しなければならない。

(議事の非公開)

第12条 審査会の議事は、これを公開しない。

2 傍聴は、これを認めない。

附則

この規則の平成25年5月14日付の改正は、平成25年6月11日から施行する。